

アメリカザリガニを 野外に放さないで

外来生物法に基づき条件付特定外来生物に指定

*特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

アメリカザリガニは日本全国に広く定着し、水生植物を消失させたり水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こしています。また、ザリガニペストや白斑病などを保菌し、ニホンザリガニを含む在来甲殻類に大きな影響を与える可能性があります。

参考 Youtube 動画



一般向け

児童向け

1 > 規制開始後も、一般家庭でペットとして飼育しているアメリカザリガニは、**これまで通り飼うことができます。**

申請や許可、届出等の手続きは不要です。
アメリカザリガニが寿命を迎えるまで大切に飼育してください。

2 > アメリカザリガニを池や川などの野外に**放したり、逃がしたりすることは禁止されます。**

違反すると罰則・罰金の対象となります。アメリカザリガニが自力で逃げ出した場合も違法となります。逃げ出さないような容器で適切に飼育してください。

3 > どうしても飼い続けることができなくなった場合は、**無償で責任をもって飼える人に譲渡することが可能です。**

申請や許可、届出等の手続きは不要です。
ただし、無償であっても頒布*にあたる行為は規制されます。
*頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に配り分けるような行為を想定。



アカミミガメも条件付特定外来生物に指定されます ▶



最後まで責任をもって飼育し続けましょう

飼育が面倒になったから、飽きたから、邪魔になったから、引っ越し先に連れていくのが大変だから、といった理由で飼育を放棄しようとしていませんか？

どのような理由であっても、野外に放したり逃がしたりすることは違法です。

あなたが生きものを放すことにより、他の生きものの命が奪われてしまうかもしれません。

令和5年6月1日から規制スタート